

# ちょうせい

## 特集

「平成の公害紛争事件を振り返る」  
～座談会 小田急線騒音被害等責任裁定申請事件～

## ネットワーク

### 最前線紹介

「環境から創る活力と魅力あふれる

都市 とやま」を目指し 【富山県富山市】

### がんばってまーす

規制対象外の苦情対応の難しさ 【山形県山形市】

「人の目線に立つ」ということ 【岐阜県大垣市】

『プラスチック資源循環戦略の策定に向けて』

【環境省環境再生・資源循環局】





松川公園(写真提供:富山県富山市)



蔵王の樹氷(写真提供:山形県山形市)

## Contents

### 特集

#### 「平成の公害紛争事件を振り返る」

～ 座談会 小田急線騒音被害等責任裁定申請事件 ～ ……1

出席者 元公害等調整委員会事務局審査官 井口 実

同 永山 勝行

同 田口 和也

公害等調整委員会事務局

### ネットワーク

#### 最前線紹介

「環境から創る活力と魅力あふれる都市 とやま」を目指し ……15

富山県富山市環境部環境保全課

#### がんばってまーす

規制対象外の苦情対応の難しさ ……17

山形県山形市環境課主任技師 青塚 潤

「人の目線に立つ」ということ ……19

岐阜県大垣市環境衛生課主事 森部 厚亮





立石寺(写真提供:山形県山形市)



加賀野八幡神社井戸(写真提供:岐阜県大垣市)

## 『プラスチック資源循環戦略の策定に向けて』

.....21

環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室

井関 勇一郎

## 公害等調整委員会の動き(平成 31 年1月～3月)

.....29

- 1 審問期日の開催状況
- 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要
- 3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

公害等調整委員会事務局 ※

## 都道府県公害審査会の動き(平成 31 年1月～3月)

.....32

- 1 受付事件の状況
- 2 終結事件の概要

公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 富山城址の側を走る市内電車環状線「セントラム」

(写真提供:富山県富山市) <関連 P15>

富山市において、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの実現を目指すプロジェクトの一つとして、市内電車の環状線化事業が位置づけられました。市内電車環状線化事業は、中心市街地を運行している市内電車の軌道を延伸、接続することにより環状化し、都心地区の回遊性強化などの公共交通活性化とともに、中心市街地活性化を図ることが目的とされ、2009年に開業されました。

## 座談会：小田急線騒音被害等責任裁定申請事件

出席者：井口 実（元公害等調整委員会事務局審査官）  
永山 勝行（同 上）  
田口 和也（同 上）  
開催：平成 31 年 3 月 29 日

今年度は、元号が「平成」から「令和」に変わったことから、『平成の公害紛争事件を振り返る』をテーマとして、全 4 回にわたり特集記事を掲載します。

平成の時代に数多くある事件の中で、まず第 1 回として本号では、「小田急線騒音被害等責任裁定申請事件」を取り上げます。当時、平成 8～9 年の約 2 年間ご一緒にこの事件の担当審査官であった 3 名の方にお集まりいただき、座談会を開催しましたので、その概要を掲載します。

### 「小田急線騒音被害等責任裁定申請事件」概要

平成 4 年 5 月に、325 人（当初・のちの参加人を含めると 368 人）の沿線住民から、小田急電鉄（株）を相手方として騒音・振動等の被害に対する損害賠償を求める裁定申請がなされた。

裁定委員会は、27 回の審問期日と 2 回の証拠調べ期日を開催し、平成 10 年 2 月に話し合いによる解決の余地を残しながら審問を終結した。その後、委員会は申請人らにとって生活環境の悪化を改善することが真の問題解決につながることを考慮し、本件を職権で調停に付して、調停案の提示及び受諾を勧告したところ、同年 5 月、受諾した一部の申請人について調停が成立した。

調停条項の内容に、①小田急電鉄は、L<sub>Aeq</sub> 24h（24 時間等価騒音レベル）を 65dB 以下とする目標値を設定し、その実現を図ること、②騒音・振動対策として、道床・レール・車輪・車両その他の発生源対策、運行関係では運転速度の抑制、列車ダイヤの変更などを行うことが盛り込まれた。

また、同年 7 月、その他の申請人については、申請を一部認容し、その余の申請を却下あるいは棄却する裁定が行われ、本件は終結した。本裁定では L<sub>Aeq</sub> 24h が 70dB 以上又は L<sub>Amax</sub>（騒音の最大値）が 85dB 以上の騒音に曝露（ばくろ）された申請人に対し、受忍限度を超える被害を受けたと認定した。



### （はじめに）

◆司会 本日は、機関誌『ちょうせい』の座談会に御出席いただき、ありがとうございます。早速でございますが、お三方の、それぞれ当時の公調委での職務や、その後の経歴、現在などにつきまして簡単に御紹介いただけたらと思います。

◆井口 私が公害等調整委員会に審査官として来たのは、平成 7 年の 4 月でございます。そのときにはもう、今日のテーマになっております小田急線の事件は係属しておりましたけれども、担当した業務としましては、この小田急線の裁定事件のほかに、県際事件の裁定事件があった記憶があります。

小田急線の事件が平成 10 年 7 月に裁定を出しまして、翌年の 3 月に公調委から裁判所のほうに戻りました。その後は、主として刑事事件を担当して、平成 22 年に裁判所を退官しまして、現在まで札幌で公証人という仕事をしております。

◆永山 私は、平成 8 年 1 月に公害等調整委員会審査官に任じられまして、農林水産省に戻るまでの間、やはりこの小田急線の事件が一番記憶に残っております。ざっと手帳で、どんなことをやったかというのを調べてみたのですが、何と 80 回ぐらい、いろんなところに行ったり、いろんなことを聞いたりという記録が残っております。ほかの事件の場合は 10 回から 20 回で、20 回もやったら多いほうなんですけど、それに比べても非常に多かった事件なものですから、非常に印象に残っております。調停もいろいろ出た中で、これはなかなか役に立つのかなという感じがいたしました。

肝心な裁定のほうは、平成 10 年 7 月の初めに農水省に戻りましたので、私は残念ながら存じ上げないのですが、公表資料を見ると、ああ、なるほど、こんなふうになったんだというのが正直なところでした。

農水省に戻った後、水産総合研究センターの理事で現役を退官し、現在は、家裁の家事調停委員をしております。これは 1 年半前からの仕事ですが、実際に調停委員として働いてみると、やっぱり調停というのは役に立つんだというのが本当に今つくづく感じているところです。

◆田口 私は、平成 7 年の 8 月から 9 年の 7 月まで、公害等調整委員会審査官でありまして、就任の 8 月というのは中途半端な時期だったんですけど、入った途端に小田急の事件を担当しました。当時の公害等調整委員会は、全体の件数はあんまりないけれども、大きな事件としては、この小田急の責任裁定事件と、あと、豊島の調停事件と 2 つかかっている、後から中海の干拓反対という、

あれも確か調停申請で来たと思うんですけど、そういった大きな事件が 2 つ、3 つほどあって、そういう感じでございます。

小田急線の事件については、かなり申請人の代理人の人ともよく打合せを行ったり、話をしたり、時には、これはめったにないんですけど、2、3 回ぐらい申請人のお宅にお伺いして、話をしたりとかですね。そんなようなことをやったり、一方で、今度は小田急側のちょうど高架・複々線事業をやっていたということがこの事件の背景にありますので、工事現場の見学というのか、視察に行ったというのが大きな記憶でございます。

その後異動になって、公害等調整委員会を離れていたんですが、平成 23 年から 25 年に事務局長で戻って、これも 2 年弱やりました。その間には、茨城県神栖市のヒ素の責任裁定申請事件で裁定を出したときに記者会見をやって、私から記者発表しました。これは非常に印象深く残っております。

その後、日本学術会議に 2 年、転出していたんですけど、そこから平成 27 年に今の事務局に舞い戻ってまいりまして、その間、定年を迎えたんですけど、その後も公害紛争処理制度研究官という仕事を引き続き、もう 4 年ぐらいになりますかね。なので、全部で 8 年ぐらい公害等調整委員会の経験をさせていただいていると、こういうことでございます。

### (当事者とのかわり、現地調査)

◆田口 さて、それでは、この小田急事件についてなんですけれども、事件の背景には、小田急線の高架・複々線化の事業の話があって、それに対する反対運動というのがいろいろ起きて、幾つかのグループがそれぞれ活動していたようですが、そのうちの一つのグループがこちらにやってきたという、そういう印象ですね。だから、表向きは、騒音に対する被害の損害賠償請求ということなの



## 特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

だけど、その実態は小田急線の高架・複々線化事業に対する反対運動ということですね。

◆井口 そうでしたね。それも確か高架じゃなくて地下に。地下案というのを出してこられて。こっちのほうが安いというような主張もあったような気がするけど。

◆永山 出ていましたよね。

◆田口 この事件の場合は、調停だと東京都の管轄になりますが、申請人は、連続立体交差事業の事業主体が東京都なのに、東京都の公害審査会へ持っていくのは嫌だという感覚があったらしくてですね。それで、調停申請ではなくて、裁定申請だったら都ではなく国に申請ができるので、申請をしながら、その後、話し合いへ持っていけないかということも、初めから考えながらやっていたようですね。

◆永山 仮に裁定で認められても、損害賠償としてお金をもらうだけなので、これは意味がないでしょうからね。

◆田口 事件を進行していく上で期日（註：当事者出席の下で開催される審理）を何回も開いたり、いろいろ関連のところを調べてみたり、それから、申請人と打合せを重ねて、時には申請人のお宅にお伺いしたりしましたね。私が来たときには、大きな騒音の調査はもう終わっていたのですね。

◆井口 終わっていましたね。私が平成7年に来て、すぐ振動の測定がありましたね。もう僕らの前任の人たちが、どこの会社に騒音・振動の測定を頼むか、スケジュールも含めて決まっていたのですね。やっぱり、ああいうデータがないと、この事件は処理できなかったと思うのですよね。その説得力がなくなってしまうのだな。

◆田口 実際に数字がなければ、詰めた話ができないのでということで、確か騒音と振動、それこそ申請人の住戸ごとにやったのですね。私が来たときはもう振動のほうも終わっていたので、後からの参加人で、平成9年3月に追加で何箇所か測定したのがあって。代々木上原に行ったのを覚えているのですけど。

◆永山 そうですね。2測点、4測点とか。それは記憶があるな。

◆井口 そうそう。ポイントがすぐ前にあるからうるさいのだという話でしたね。

◆田口 あの辺は古くに高架になっているので、住宅の軒先が高架のすぐ外にあるという状況だったのですね。その後、環境側道というのを高架と住宅の間に入れるようになってきていると思うのですが。

◆井口 高架化の事業で先行していた区間は確かに吸音材をつけた防音壁になっていたのですよ。僕が担当になったときにはもう多摩川と狛江の付近はもう高架・複々線が完成していたのですよね。

◆田口 はい。なっていたのですね。私も就任して少したったところで、実は事務局から騒音計を借り出して、申請人が多い区間は実際に沿線を1駅歩いてみて、途中、電車が通るたびに騒音計を見ていました。あと、狛江とか既に高架化ができ上がっているところにも行ってみたり。そっちだと、すぐ近くに高架の構造物が建っているのは、鬱陶しい感じはしましたが、一方電車が通るのは分からないぐらいで「ああ、なるほど」というのが一つ印象に残りました。

◆井口 他の事件でも騒音の体験に行っただけでしょう。国道43号線でしたっけ、確か国道の沿線住民と旧建設省との間の訴訟が最高裁で判決が出たということで。

◆永山 新幹線でも、長野新幹線を造っている途中でしたっけね。佐久のほうまで行きましたよね。

◆井口 騒音というのは一体何なのだろうかというふうに、ふだん個人的には接しているけども、よく事件になるような騒音というのは一体どんな騒音かなというのを、国道を見に行ったらときも体験したような記憶があるし、飛行機の騒音を羽田空港の滑走路の近くまで行かせてもらって体験したような記憶もありますね。この裁定書にも出てくるけれども、騒音にも種類があって、航空機のような騒音と道路の騒音と鉄道の騒音とでは違うと書いてあるから、なるほど、そうだなと。だから、そういうふうに見に行っただけでも少しは生きているのかなと思ったのですけど。

◆田口 実際に申請人のお宅に伺っている間に、外を急行電車が通過すると、確かにうるさいという感じはありました。また、小田急線というのは世田谷区では大体東西に伸びているのですが、申請人のお宅は北側に多くて、南側にはあまりないと。そうすると、やっぱり自宅の南側に高架のような大きな構造物ができるのが、それが鬱陶しいというのもあったと思いました。

◆永山 そうなのでしょうね。大体南側にベランダとかつくりますからね。そこから見えるのが鬱陶しいのでしょうか。今のお話で出ましたが、申請人のお宅に行って、そこから小田急線の駅が見えたのですよね。それで、プラットフォームの下が開いていたものだから、あそこから騒音が聞こえてくるとか言いましたね。それで、田口さんが、じゃあ、あそこに遮蔽板をつけてもらいましょうと、小田急に提案したでしょう。

◆井口 調停条項に載っていますよね。

◆田口 申請人のお宅がちょうど駅のホームの真ん前なのですよね。そうすると、急行電車が通過

するたびに騒音がホームの下から抜けてきて、直撃のような感じだったので、確かにあれはうるさいだろうなと思ってですね。



◆永山 小田急の人は、音量としてはそんなに変わらないと言っていましたけどね。いや、そんなこともないだろうと思うのだけど。

◆田口 もう一つは、その駅で利用できるのは各駅停車だけなので、利用できない急行電車が通過してだけで音が聞こえるというのは我慢ならないと。それは専門委員の報告書に音のいろんな要素として、ラウドネス（註：騒音のやかましさ）とかアノイアンス（註：騒音の認知・情緒レベルの不快感）というのがあるって、じゃ、アノイアンスの話かなとかですね。

◆井口 あったね。確かに騒音とか振動というのは公害であるけども、心理的な要素というのも随分影響するような感じですよ。ラウドネスは音の大きさの問題ですが、アノイアンスというのは、嫌な音はみんな騒音なのだと。オーケストラなどの音楽は騒音じゃなくて、快適な音になる。

## 特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

◆永山 同じ大きさの音なのだけど、全然受け取り方は違うのでしょうか。自分が利用できない急行電車が出す音だからうるさく感じるのでしょうか。それはそうだと思いますよ。

◆井口 だから、今言われたみたいに、その申請人のお宅に伺って、そのお話を直に聞くというのは、裁判所などではあまり考えられないのですが。でも、公害等調整委員会は大阪空港の事件のときも担当審査官がやっぱり申請人のお宅に出かけて行って、一種の信頼関係をつくるようなことも大事なのだよと、先輩の審査官から聞いたような気がしますね。

僕がこの事件を担当してから、もうかなりの年数がたっていたから、あなた、何してるのよという空気もない訳じゃなかったのですよ。3年もかかって、まだ結論も出せないのかというようなね。それで大阪空港の事件もすごく時間がかかったみたいだけど、そのときの担当した元審査官のところに行って、どういうふうに行ったのですかと尋ねたところ、やはり申請人宅に行っているいろいろ話したということだったのですよ。

そうすると壇上からだけで判断しているのじゃないよというかね、一緒に騒音だとか振動だとか体験してくれたじゃないかというのがやっぱりあるのかなと思って。紛争解決の一つの手法としてはあり得るのかなという気はしますけどね。裁判所はそんなこと、とてもできないし、そんなことは証明の問題だよと、立証しなさいと言っているだけだからね。

◆永山 裁判は原告、被告ですからね。

◆井口 そういう意味でも、本当に公害等調整委員会が行っている裁定あるいは調停の制度というのはいい紛争解決手段じゃないかなと思いますけどね。



◆永山 私も裁定よりは、やっぱりこの調停のほうが本来的な役目のような気がするのですよ。

### （鉄道会社へのヒアリング）

◆田口 それから、いろんな鉄道会社を呼んでヒアリングをしましたね。高架・複々線事業をやっている会社、あるいはメトロみたいな地下鉄とか。

◆永山 申請人から地下トンネルの方が安上がりなのだという話があったので、じゃあ、実際にはどうなんだと。あの頃の最新技術のトンネル掘削の方法とか経費とか聞いてみようじゃないかというので、確か当時の営団地下鉄や北総鉄道の人を呼んで聞いたという記憶があります。

◆田口 シールド工法というのがちょうどもてはやされて。それまでは開削工法で、上から掘っていたのだけど。

◆永山 でも、シールド工法は高いのですよね。そうじゃない山岳工法というのがあるというので、その工法を使用した北総鉄道から話を聞きましたね。それで、説明を聞いてみて、まあ、使える場所



などに制約があったようですし、それほど安くもなかったのかな。やっぱりトンネルは高いですよ。

◆田口 当時は小田急のほかに、首都圏にある主な鉄道で東武、西武、東急、当時は京王帝都と言っていたけど、京王があり、それぞれ高架や地下の工事をしていました。東武伊勢崎線、今のスカイツリーラインも同じ頃に高架・複々線になったのですね。

◆永山 中央線も高架にすることだったので、鉄建公団にも聞いていますよね。

◆田口 京王のほうは新宿のあたり、今の京王新線ですが、こちらは地下にしたので説明を聞いたのですね。京王新線はもともと玉川上水の跡があったので。

◆井口 河川敷ですね。

◆田口 それを利用して掘ったので、あんまり金はかからないという。最初から何もないところにトンネルを掘ると違いますが、だから、いろいろ聞いてみると、やっぱり地下はそんなに安くはできないかなと。

◆井口 あの当時はやっぱり地下のほうが高かったような印象でしたけどね。

◆永山 地下のほうが高いですよ。申請人の代表の人も、それは分かっていたらしくて、地下にして上の土地をどこかに売れば、その分で儲かるのだと言っていましたよね。地下にして、上の土地を売ることにしても、そんなところ、買う人がいるのかねという話にもなりましたね。地下に鉄道を通すのも権利が設定されるので、所有権は制約されますから。

◆井口 だから、そういう話は、結局、裁定のためというよりは調停のためですよ。小田急がど

ういう方策をとるかによって話合いに応じる、応じないというのがあったのかなと思ったのですけどね。責任裁定の範囲ではなかったけれども、高架にすることによる日照被害というものも言っていましたよね。

◆田口 ああ、そうですね。だから、そこは申請人が小田急線の北側に集中しているということと平行だと思うのですが。ただ、公害紛争では、日照被害は典型7公害に入っていないので、制度の対象外なのですよ。でも、そういうのも含めて、もろもろあつての申請なので、なかなか割り切るのは難しかったかなと。

◆井口 アノイアンス的な要素が強かったのかもしれないですけどね。要するに、高架が嫌だから、まあ、今あることが嫌だみたいな。

◆永山 目の前にあるのは鬱陶しいということなのでしょうね。

◆田口 現地調査だったと思いますけど、小田急線の工事現場を視察に行ったというのがあって、うちから事件担当者が何人かでヘルメットを被って成城学園駅などに行きました。これが平成8年の夏だったんですけど、その直後ぐらいに、両当事者に調停はどうでしょうかみたいな話を打診しましたね。

### (調停案の検討)

◆田口 それで、そのときは申請人も検討ぐらいはするよという話だったのです。小田急のほうも結構、調停をやる気になって、案を作りますからということになりました。さっきの鉄道会社などからのヒアリングと同時並行で調停条項を作るのをやった訳です。調停の案を持ってこさせて、私と永山さんでそれをガンガン詰めてですね。

## 特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

◆永山 もっとできないのかという感じで。

◆田口 確か調停条項案はかなり長文で数多くの条項を書いてきたのを、私の記憶にあるのは、永山さんと2人で法令協議の要領で細かく詰めたのですね。そういう調整は慣れていましたから。

◆永山 なるほどね。井口さんと役目を分担したのかもしれないですね。

◆井口 分担したのですね。

◆田口 こちらが案文の重複や矛盾点をどんどん突いて、詰めていったのですが、内容的にはこちらの言い分がほとんど通りましたが、ギリギリの真剣勝負でしたね。

◆永山 印象的なのは確か小田急から終電の時間を繰り上げるというのを出してきたことです。当時の経済状況というのもあったのですが、よく小田急が出てきたなと思います。

◆井口 それから小田急線環境保全協議会というのを設置したのですね。そのためのお金も小田急が出しているでしょう。

◆田口 小田急は結構思い切った案も出してきたのですけど。それで、一通りやったところで、調停条項を示してはいなかったはずですが、申請人の方に調停への移行はどうですかね、ともう一度聞いたら、まだそのときはちょっと調停に行く気にはならないという話になってですね。私はそこで異動になった。ただ、その後、私が異動になった翌年に実際に成立した調停条項を見たら、多分やっていた頃の案とそう変わらない案でまとまったみたいなので、少しはがんばったことが役に立ったのかなという感慨を覚えました。

◆井口 調停条項の内容は、すごいですよ。

◆永山 本当にそうですよ。

◆井口 これ 65dB を目標として設定しているのでしょうか。達成できたのかね。今の新しい鉄道は、つくばのTXってありますでしょう。あれなどは相当の技術を使っているから、騒音問題は起きていないのではないのでしょうか。全部高架になっていますよ。立体交差でしょう。新しい鉄道は、みんな立体交差にしなきゃいけないという法律になっているみたいですけどね。

この中でも、調停条項の中の踏切の警報音とか何とかというのでも出てくるけども、これはもう立体交差化したら完全になくなっていきますからね。

◆永山 そのとおりですね。それから、線路の継ぎ目をなくすロングレール化とか、信号の関係で無絶縁軌道回路とかの音量対策も行うことになっていました。

◆井口 こんなこと言っていましたよね。絶縁するのに、継ぎ目を斜めにやればいいではないとか言っていたでしょう。

◆田口 今のロングレールというのはレールを溶接して継ぎ目をなくして、先端のところは伸縮継目といって、ポイントの先みたいなので斜めに付かないでいます。

◆永山 ええ。何キロもそうなっている線路がありますね。

◆井口 永山さん、それでやれるだろうと一生懸命言っていたよね。

◆永山 ああ、そうでした。(笑)

◆井口 他にも車両など技術の進歩というのも影響していますよね。騒音とか振動というのは、余計なところにエネルギーを出している訳ですよ。エネルギーを全部走る方向に行かせればね。

◆田口 ステンレスの車両の軽量化というのは調停でも言っていましたけども。ちなみに今は鋼鉄

製の車両というのはローカル線向けにしか作っていないそうです。

◆永山 こういった新しい技術は、彼らの方から言ってきたような気がするのですよね。じゃあ、そうしろ、そうしろと言って調停案に入れましたね。

◆田口 レールの削正とか車輪の真円化とか、これも入っていましたね。

◆永山 車輪のフラット化、でこぼこの修正なんて言っていましたね。あれはいまだに時たまですけどね。電車が通ると車輪がガタガタガタッと音のしているのがありますね。

◆田口 やっぱり使っていると、レールのほうは波形になるし、車輪のほうもでこぼこになるという。だからメンテナンスも重要ですね。これは脱線というか、余計な話ですけども、去年、WHOがヨーロッパ向けということで、騒音のガイドラインを直したそうです。Lden といって、昼と夕方と夜で重みを変えて、夕方はプラス 5dB、夜はプラス 10dB にして、それで 1 日 54dB で、夜間は 44dB とか。日本の感覚から言うとかかなり厳しい数値ですね。

◆永山 ということは、やっぱりまだ騒音の問題は全然片付いていないということですね。

◆井口 先ほどチラッと私言いましたけども、平成 4 年に申請があって、最終的な裁定が出たのが 10 年でしょう。そうすると 6 年 3 箇月、4 箇月近い。

このぐらい長く時間がかかるというのはどんなふうに使われたかと伺ってみたいなど。裁判所だとある意味では当たり前みたいなどころがあるのですよ。だけど、行政側からすると、何をもちたやっているんだろうなという感じがするのかなと思って。この案件で、これだけ時間がかかった

というのは何なのですかね。証拠資料の収集の問題なのかしらね。

◆田口 基準がないところに新しい基準を立ててやっていかなきゃいけないというのがあるので、そこはやっぱり役人というのは何かこう、権威というかオーソライズされた基準なり根拠が必要ですね。(註：当時、在来鉄道の騒音について環境基準や受忍限度の裁判例もない状況であった。)

◆永山 あの人がこう言っているからそうなんだというやつですね。それで、例えば騒音とか振動とかで難波先生、時田先生(註：P10 の司会の発言内容を参照)を頼んで、報告書を書いてもらった訳ですけども。



### (専門委員の報告書)

◆田口 当時、騒音では難波先生の報告書が作られていて、あと、自分でも勉強したりして、鉄道と道路の騒音を比べると外国では同じぐらいの騒音レベルでも、鉄道騒音のほうがより低く感じられる、アノイアンスが低いというような研究があ



## 特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

って、でも、日本ではそういう話はないというので、鉄道に対するボーナスが諸外国ではあるけれども、日本ではないとかそんなような内容ですね。

◆井口 何かそんなのがありましたね。

◆田口 当時、そういうことを何かで読んだことがあって。日本だと、むしろ鉄道に対してのほうが厳しいのじゃないかとか、その辺がいろいろと。普通に考えると、道路騒音のほうが音が大きくなったり、小さくなったり、不安定なので、アノイアンスが高くて、鉄道のほうがより規則的なので、あまり悪い影響はないはずなのだけれども云々という論文を読んだ記憶がありますね。

◆井口 道路のほうは音だけじゃなくて、排気ガスみたいな嫌なものを出すから、余計、音も嫌な感じで。

◆永山 そうなのでしょうね。最高裁の判例では、道路騒音では 65dB 以上の騒音というのを言っていますよね。だから、それよりちょっとボーナスをやったという感じになるのですかね。5 dB 程度。

◆井口 だから、さっき田口さんがおっしゃったようなボーナスなのかも分からないし、あるいはこれがどれだけ伝わったか分からないけども、実際その場に行ってみて、事務局の人が経験したというの、あるいは入っているかもわからないですね。

◆永山 だから、国道 43 号線訴訟で示された受忍限度の基準をそのまま当てはめることは適当じゃないと書いていますからね。

◆井口 ある程度納得できるような感じがするのですよね。道路と同じ値じゃちょっと低過ぎるのかなと。エネルギー値だけでは判断できない。やっぱりアノイアンスの要素が強いんじゃないかなと思いますよね。

◆永山 そうですよ。それと、ここにも書いていますように、1 日中走っている訳じゃないだろうと。

◆田口 難波先生と時田先生は、専門委員に発令されておりましたよね。

◆井口 難波先生には当時おられた大阪大学に、時田先生には勤められていた羽田空港の整備協会に行っているいろいろ教えていただいた記憶があります。ところで、専門委員という制度は、公調委だけですか。専門家は、事件ごとの選任ではないですよ。

◆田口 専門委員というのは、公調委の設置法で置かれていますね。

◆司会 設置法に専門委員が規定されておりまして、専門委員は委員会の申出に基づいて、総務大臣が任命（当時は、公調委が総理府所管だったため、内閣総理大臣が任命）します。また、専門委員は 30 人以内と定められています。

◆井口 選任して解任というのはあるのですか。

◆司会 事件が終わった場合、自動的に終了するというものではありません。別の事件で引き続きお願いする、ということがない限り解任の手続きをとります。

◆井口 例えば裁判手続で行われる鑑定だったら、鑑定した人を呼んで、尋問するというのもできる訳ですよ。だけど、公調委の専門委員については、僕がいたときはそんなこと、全然考えてなかったようですね。つまり、どうしてこういう意見になったのかという質問をして、意見の正当性というか、適合性というか、適格性というか、何かそういうものを当事者に確認させる、あるいは弾劾させる。そういう手続を全然予定してなかったなと思って。

◆**田口** 別の事件で専門委員の意見書に対して、申請人が納得しないことがあって、この人呼んで尋問してくれみたいな話があったのを、確か断ったのですけど。それはもう違うと思うのであれば違うという意見を書面で出してくれと。専門委員の意見書は、公調委の見解でも何でもないので、意見書と申請者の主張する書面と両方を突き合わせて、どっちが正当かと判断するだけだからと言って、参考人として呼ぶということはしなかった。

ところで、専門委員による意見書は手続だけで使っていて、一般には公表してないという印象ですが、あれは一応公文書扱いということで、情報公開の対象にはなるという扱いですかね。このときの難波先生、時田先生の報告書というのは、騒音や振動に関してのその時点での知見についての集大成みたいになっているので、一般的に使えるようになっていると望ましいのかなという感じはするのですけど、やっぱり事件に関係あり過ぎるのでしょうか。

◆**井口** 裁定では、「騒音、振動の評価方式」と「公法上の基準」のところ、職第3号証ないし職第5号証と出ていますね。

◆**司会** 記録によれば、難波精一郎 宝塚造形芸術大学造形学部教授（前大阪大学人間科学部教授）による「小田急線騒音被害等に係る騒音実態調査結果の分析評価に関する調査報告書」（平成8年7月）は『公調委職第3号証』として、時田保夫（財）空港整備協会航空環境研究センター所長による「小田急線騒音被害等に係る振動実態調査の結果の分析評価に関する調査報告書」（平成9年6月）は『公調委職第5号証』として、それぞれ提出されています。

## （職権調停）

◆**井口** 調停条項は、裁定で勝った人、負けた人も関係なく、みんなに均てんする内容ですし、協議会を作って将来にわたって、こういう対策をとりましょうというようなことが調停条項に入っていると、やっぱりフォローアップが続いていくはずですから。

◆**永山** ええ。本当にこれはよくできていて、このとおりやれば、かなり満足いく結果になるのじゃないかなと私なんかは思ったのですけどね。いや、何回も言うけど、何でこれで受け入れないのだという感じがしましたね。

◆**井口** やっぱりあれじゃないですか、高架化。

◆**永山** 高架化が嫌なのでしょうね。というより、これはやはりみんながその気になるかどうかということじゃないのですかね。要するに、話をどんどん詰めていって、それで、この辺だったら何とか辛抱できるかとか、この辺だったら何とかできるかというところまで話が行き着くかどうか。そこが大切だと思うのですけどね。

◆**田口** もともと一つの大きなプロジェクトに対する反対運動があって、申請もその一つの表れなので、そうすると、じゃあ、調停を受けてもいいかなとか、裁定が出たら、それに従うかみたいなところに気持ちがいかないと、公調委としては結論は出せても、それで問題が解決するかどうかという話があるのですね。

◆**永山** ええ。やっぱり機が熟すというのか。そういうのが必要じゃないかなという気がしています。

◆**田口** 相手方の小田急も調停でここまで出すというところに行くまでに、もうやっぱり2年、3年かかっている訳だし。

## 特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

◆永山 幾らこっちがああしろ、こうしろ、それでは足りないじゃないかなんて言ったって、被申请人から、これ以上の対策を出す気はないとかできないものはできないとか言われてしまえばそこでおしまいなので。

◆井口 調停の場合にはもうそれでおしまいになるけど、裁定の場合はどうしても結論を出さなきゃいけないというところがあるでしょう。

◆永山 でも、この事件は、裁定を出したからって、それで片付くという話でもなかったような気がするんですけどね。要するに、両方が満足するようなそういう条件を探っていくという、そういう事件だったような気がするのですがね。

◆田口 職権調停で案を出して、それで、嫌と言わなかった人には調停成立で、嫌と言った人はもう裁定に行くという手順だったと思うのですが、その辺は私はいないものですから、その辺のいきさつを覚えていらっしゃれば。

◆永山 すみませんが、私は、なぜ受けないのだろうなという気がしたぐらいしか覚えてないのです。裁定でお金をもらったってしょうがない訳で、この調停案だったら受けて損はないだろうと思っていましたので。何で受けないかというのを聞いた記憶は全然ありませんが、ただ、申請人の代表的な方が何かものすごく固かったですよ。確か。

◆田口 調停案の内容としては、私らがいた頃からほとんど変わっていないということでもよろしいんですかね。

◆永山 そうなのですけどね。本当にこれだったら、いろいろ小田急にも将来にわたって注文がつけられる訳ですからね。

◆田口 そうですね。調停条項には環境保全協議会もできたし。

◆永山 協力金 2,000 万円。これは環境保全協議会で使うんですよ。

◆井口 こういうフォローアップの組織をつくろうという発想もどこから出たのか。何か事務方で考えたのではないのかな。

◆永山 ええ。小田急も沿線の住民とけんかはしたくはありませんからね。だから、何とかこれで仲直りと思っていたのでしょくね。環境保全協議会のために支出するお金のほかに申請人の一部に住戸対策としての環境保全協力費を支払うことになっています。

◆井口 結局、調停成立した者は 78 人。それから、手続外で和解して申請を取り下げた人が 3 人でしたね。

### (裁定、受忍限度)

◆田口 それで、調停を受諾しなかった申請人が 224 人になって、その人たちに対しては裁定を出した訳ですが、裁定をされたときに、まず LAeq を使って、それで 70dB で区切って、それ以上は受忍限度を超えていると。もう一つ、L Amax を使って、85dB を超えているとやはり受忍限度を超えていると。その辺のメルクマールとかそういうのは何かどういうふうに決められたのでしょうか。

◆井口 どこで線を切るかなというのはね。まあ、同種の事案といっても、自動車の事案とか、航空機の事案ぐらいしかなくて、鉄道のはなかったんですよ。だから、ある意味の決断ですよ。それまでの公害、それまでの騒音に関する判断というのは、例えば LAeq だったら LAeq だけで判断している例が多かったけど、この小田急線は、この 2 つの基準を使っているから、これはすごいなと思って。私が考え出したのではなくて、委員が考えたのです。



多分そのLAeq24hという考え方も、専門委員の先生方の意見を随分参考にしているのではないかと思いますのですけどね。何で70dBで切ったかというのが、実は記憶がないのですよ。だけど、認めるべきだろうというのが、まずあって、どこで切るかということになったのかなと思うのですけどね。道路のほうはLAeq24hで65dBという判決があるのですね。例えば、鉄道は夜休んでいるじゃないと、動かない時間があるじゃないと。だから、同じ値でなくてもいいということがあったと思うのですけどね。

◆永山 裁定書でもそんなことを書いていますよね。だから、「公法上の基準」のところ、大規模改良の場合は新線建設と比べて、5dB程度大きくなってもしょうがないじゃないかと書いていますけど。

◆井口 調停のほうの住戸対策で環境協力金を出す基準と、この裁定でお金を出す対象になる人の基準とのすり合わせというのはあったのかしらね。

◆永山 ええ、そのはずですよ。だから、多分70dBにするというのも大体決めていたのですよね。

◆井口 きっとそうでしょう。その調停条項をつくる時に。この地域のこのレベルの騒音・振動の地域の居住者には協力金を出そうという。何かそういうふうなことをしていたのではないかなと。

◆田口 だから、調停が65dBで、ただ、あれは小田急側の努力目標ですよ。そのために様々な対策をとりますよと。それで、裁定だと70dBで、これを超えたら損害賠償として払えと、端的に言えばそういうことになる訳なので、そこはやっぱり65dBで同じだとちょっと。

◆井口 それは65dBは努力目標だからね。技術的な水準の問題もあるし。

◆永山 受忍限度とは一線を画すべきだということもあったのかもしれない。

◆田口 あれは確かに私がいたときも何か70dBを超えたら駄目だよなぐらいな感覚というのは事務局の中にありましたかね。騒音測定をやって、住戸ごとに数字の結果が出ていますでしょう。それを見て何か、そういうのを見ながら、測定結果を見ながら、あと、騒音と振動の難波先生や時田先生の報告書を参考にしながらというのが。

かといって、75dBという訳にもいかないだろうと。確か75dBを超えとなるとかなり対象が激減するのではなかったでしたっけ。

◆永山 そうですよ。3戸くらいですよ。

◆田口 71dBとか72dBぐらいの住戸は結構あったような気がするのですね。

◆井口 ちなみに、この判断がやっぱり画期的なのは、さっき申し上げたように、2つの基準を使ったというのがね。やっぱり今までにない目新しい判断だろうなと思うのですけどもね。

◆田口 裁定書の原案は井口さんが書かれたのでしょうか。

◆井口 私、書いたはずですけどね。記憶にないのですよ。最終的には委員長が手を入れてくださったのですけどね。骨格は僕がつくったはずなのだけど。

◆井口 結局、被申請人は裁定で、払えという裁定が出たけども、提訴しない、訴えないという判断になったみたいですね。小田急も時間をかけて納得した。

◆永山 申請人のほうは全部じゃなかったでしょうけどね。

## 特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

◆井口 全部じゃなかった。裁定を出した 224 人のうち、訴えを提起しなかった申請人が 107 人。調停成立や和解して申請を取り下げた人と合わせると 188 人。305 人の申請人の 6 割以上は結着しました。

◆田口 224 人のうち、34 人に対して払え、という裁定が出ていますね。

◆永山 そうですよ。その人たちの中にも提訴している人がいるんですね。

◆田口 だから、224 人に対して裁定を出して、そのうち、117 人が 4 グループに分かれて訴訟に行ったと。訴訟に行った 117 人のうち、認容になっている人は 25 人。提訴しなかったのは 107 人で、そのうち認容になっている人は 9 人と。両方合わせて 34 人になりますね。

◆井口 だから、提訴しなかった申請人のうち、認容された 9 人に対しては、被申請人の小田急はお金を払うことになったのですよね。

◆田口 後日談ですが、私が事務局長だった平成 23～25 年ぐらいですかね。その頃は小田急事件のフォローアップもほぼ収束していて、「協議会、どうなったの？」と公調委の事務局に聞いたら、もう申請人のほうで参加者がいなくなったので、終了すると言われました。私、協議会が続いているなら、出席してもいいかなと思っていたのですが、何となく寂しい思いがしましたね。

ただ、公調委の事件としては終息したのだなと感慨を覚えました。その後、しばらくして裁判のほうで判決が出たという新聞記事があって。ああ、裁判まだやっていたのだと思いました。

### (まとめ)

◆田口 そろそろ、まとめに入りますか。私としてはこういう手続ですね。鉄道の、特に在来線の

鉄道というのはいまだに基準がないに等しいような状況ですし、難しい中でよく、一部調停成立、一部裁定というのができたなと思っています。そういう意義が大きかったのかなということが一つ。また、霞が関で役人をやっていると、一般の国民の方々と直接話をする機会というのがほとんどないものですから、非常にインパクトのある事件でございました。

すみません。先に私が申し上げちゃって。

◆井口 僕のほうは、裁判所から来てやっぱり新鮮だったのは、かなりの規模のあるチームでやるということが新鮮でした。事務局だけでも 10 人近くがメンバーになって、次の進行をどうするのかとか、それは短期的なものだけれども、最終的にどうするのかというようなことを打合せして、事務局の意見を持って、委員のところに行って説明するというようなやり方はね。しかも、このメンバーが入れ替わりしながらも粘り強く、よくやれたなという感想を持っています。

結果がこれで本当に良かったかどうかは、もう少し経たないと分からないかもしれない。今のところ、フォローアップもしていないので申し訳ないけど、見る限りではすばらしいなと思って、自画自賛じゃないけど。話合いというのはやっぱりこっぴどく粘り強くやらなきゃいけないのかなという感想を持ちました。

◆永山 私も田口さんと同じような話になるかもしれませんが、審査官に任命されるまでは、業界の代表といった人たちを相手の仕事だったものですから、国民一人一人の生の声というのは、偉そうな言い方になるかも分からないけど、そういうのを聞いたことはありませんでした。ですから、一般の方々と直接話をするというのは、大いに勉強になりました。

今は調停委員というのをやっていますので、それでやっぱり調停のすばらしさというのはよく分

かります。さっき井口さんがこれで良かったかどうかとおっしゃっていますが、私はこれはこういう片付き方をしたというのは大成功と思っています。たとえ全部の申請人がオーケーを言ってこなくたって、それはそれぞれの考えがあるから言ってこなかっただけで、この結果には多分満足しているのじゃないかと勝手に思っているのですけどね。

本当のところ、お金をもらったってしょうがない訳ですよ。だから、地下化はできないかもしれないけども、上を走っているうるさいのを何とか静かにさせるという意味で、これは非常に効果のあるやり方だったのじゃないかなという気がしています。そういう意味でも調停というのはなかなかすばらしい。今、振り返ってみるとではあるのですけど、すばらしいやり方だったのだなという気がしています。

◆田口 公調委の手続では、主に裁定と調停ですが、調停だと、そのものずばりの問題になっていることについて話し合いができる訳ですけど、それは相手方も応ずる義務もないし、まとまるかどうか分からないと。一方、裁定だと、とりあえず手続を進めていくことはできるけれども、しょせんは責任裁定だと金払えだし、原因裁定だと、原因が明らかになるというだけで、じゃあ、それでどうするということまでは踏み込めない。それで裁定では、本当の問題からは少し外れていく場合もあるのを、手続を進めていく中で、じゃあ一体何が本当は問題なのかということを探って、明らかにし、それを解決するにはどうしたらいいかというところ（職権調停）に持っていけるとというのが特徴的なのかなという感じがします。

◆井口 この委員会もそういうふう考えたのでしよう。調停は職権でしかできないですからね。

◆田口 今日はお忙しいところ、わざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。

◆司会 皆様お久しぶりにお会いして、話は尽きない訳ですが、予定の時間になりましたので、座談会を終了したいと思います。

この事件の申請がなされた当時は、小田急線の朝の混雑率は200%以上、世田谷区内の踏切は1時間のうち平均10分程度しか開かない状況でありました。そして、この事件が終結したのが、平成10年。それから20年の年月が経ちましたが、昨年、代々木上原から登戸、和泉多摩川間で輸送量強化のため、連続の立体交差化にされて、更に複々線化の事業が完成されたのであります。そういった利便性が図られた中、過去にはこのような小田急線騒音被害等申請事件があったことを公害紛争処理事件史の一つとして、しっかりとアーカイブ、記録を残していきたいと思えます。本日はありがとうございます。

(司会：事務局総務課 手塚 英明)



### 「環境から創る活力と魅力あふれる都市 とやま」を目指し

富山県富山市環境部環境保全課

富山市は水深 1,000mの富山湾から標高 3,000m級の北アルプス立山連峰までの高低差 4,000mの多様な地勢と雄大な自然を誇り、これまで森里川海の豊かな自然がもたらす多くの恵みにも支えられ、日本海側有数の中核都市として発展を続けてきました。この快適で恵み豊かな都市環境を将来世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし連携を図りながら、都市部や中山間地域など地域特性に応じた環境の保全及び、創造に関する様々な施策を展開してきました。特に、本市のコンパクトシティ政策の中核である「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」の取り組みを深化させ、まちづくりの熟度を高めるとともに、環境モデル都市や環境未来都市として、人類共通の課題である環境、超高齢化などに対応した将来的に持続可能な都市の構築を進めてきました。

さらに 2018 年には経済・社会・環境の分野をめぐる広範な課題に統合的に取り組む国（内閣府）の「SDGs 未来都市」に選定されました。

公害苦情処理の所管課である環境部環境保全課は約 17 名の職員が在籍しており、うち 10 名の職員が環境保全係に所属して水質、大気、騒音・振動の各種届出や、公害関係事案、苦情事案の処理業務を行っています。一方、それらの業務のほかにも空地の雑草処理に関する業務や中心市街地におけるカラス対策等の業務も行っております。



呉羽山展望台からの立山

平成 29 年度の苦情件数は 54 件で、水質関係が 27 件と最も多く、次いで騒音関係 10 件、大気関係 8 件、悪臭関係 8 件、振動関係 1 件となっています。水質関係については冬期間における灯油の流出事故によるものが多く、その他にも交通事故などにおける車からの油流出が多く、一過性で原因調査が対処となるものが大半を占めています。騒音については建設作業によるものが多くを占め、特定建設工事に当たるものやそうでないものの双方がありますが、近年は特定建設工事に当たらないものの苦情が増えてきています。また、その他にも荷物の積み下ろしの音に関する苦情も寄せられており、規制基準がない事業所に対する苦情などの際には対処に苦慮しています。大気関係の苦情では所謂「野焼き」に関する苦情が多く寄せられておりますが、廃棄物の焼却に当たらない作業を行っている場合などは、周辺への配慮をお願いするのみにとどまらざるを得ない場合が多く対処が難しくなってきています。

近年はメールにより苦情の申出が多くなっており、夜間や休日等にメールで苦情が寄せられている場合、翌朝や休日明けにメールに気づき、それからの対処となります。このため、原因調査ができないことや、そもそもどの場所でのことなのかという情報が足りない場合もあります。

また、匿名での申出であるため、再度の確認できない等、苦情の解決に向けての対応が困難になる事例が多くなってきています。

苦情内容の詳細な聞取りなど申立人の主張に真摯に耳を傾け、各種法令を確認しながら解決方法を探り、苦情原因を解消することを日々行い、「環境から創る活力と魅力あふれる都市 とやま」を目指して、今後も奮闘してまいります。

## がんばってまーす

### 規制対象外の苦情対応の難しさ



山形県山形市環境課主任技師  
青塚 潤

山形市は、山形県の県庁所在地で中部東に位置する人口約 25 万人の都市で、山形盆地の南部 3 分の 1 ほどを占め、盆地の東南部に位置する扇状地の上に市街地が立地しています。北西には平地が続き、広大な水田地帯が広がります。市の東部は奥羽山脈による山岳地帯、南西部は丘陵が占めています。

気候は、盆地ならではの寒暖差が激しく、日最高気温 40.8℃は、2007 年に埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市に記録を塗り替えられるまで、74 年もの長い間、日本一の最高気温の記録を保持していました。一方、冬は 50 cm の積雪になることもあり、国際的なスキージャンプ大会が開催される蔵王山ではスノーモンスターと呼ばれる「樹氷」が形成されるなど、四季を感じるすることができます。



日本一の芋煮会フェスティバル

また、サトイモ、牛肉、長ネギ等をしょうゆ味で煮た鍋を、川辺で家族や友人で囲む「芋煮会」が秋の風物詩となっていますが、日本一の大鍋で行う「日本一の芋煮会フェスティバル」では 30 回目となる昨年、12,695 人に提供したことで「8 時間で最も多く提供されたスープ」としてギネス世界記録が達成されました。また、さくらんぼ等のおいしい果物やおいしいラーメンと「おいしいもの」を楽しめる街でもあります。

さて、本市の公害苦情につきましては、環境課公害係 6 名で対応しており、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの典型 7 公害の他、空地の雑草繁茂に係る相談等を受付けています。年間 100 件程度の苦情相談が寄せられ、事業場や建築工事等による騒音・振動、悪臭によるものが主になりますが、近年は一般家庭の排水や薪ストーブによる苦情も多くなっています。また、犬の鳴き声やピアノの音、肥料の臭いと様々な相談が寄せられています。

私は、平成 26 年度に新規採用職員として環境課に配属され、6 年目になります。これまで対応してきた中で、印象に残る事例を一つ紹介します。

それは、隣接する金属等の有価物回収事業所の作業音に苦しめられている、との相談でした。発生源である事業所には騒音や振動の特定施設はありませんが、回収物を荷下ろしする音やフォークリフトの音などが原因でした。本事案は数年前から相談が寄せられており、相談を受けるたび現地



確認を行い、事業者に対し周辺へ配慮した作業をお願いしていたものです。しかし、作業音はなくなるものではないため、忘れたころに相談を受けることの繰り返しでした。また、事業者は私たちの姿を目にすると作業を止めるため、騒音測定もできない状態でした。なお、事業所周辺には他にも住居はありますが、事業所作業場の開放部が相談者宅に向かっていることから、他の方からの相談はありませんでした。

このような状況の中、去年は町内会を通じて要望書が届きました。上記相談者が騒音で困っているため、騒音レベルを把握したうえで作業音を低減するよう指導してほしい、との内容でした。

そこで上記相談者宅の室内に騒音計を設置し24時間連続で測定したところ、荷下ろしの音や金属を叩くような音などが、騒音規制法の当該地域における規制基準を当てはめた場合の基準値を断続的に超える状態でした。

この結果を町内会に報告し、荷下ろしは床にゴムマットを敷いて丁寧に行うこと、作業場のシャッターを閉めて作業することを事業者の社長と面談し申し入れることにしました。

しかし、事業者からは「シャッターを閉めることはできない。荷下ろしも丁寧に行っている。今以上の防音対策はできない。」と一切の対応を断られてしまいました。

この面談結果を町内会に報告し、上記相談者にも、進展がなかったことを告げると、これまで解決しないことへの苛立ちをぶつけてくる方でしたが、予想外にも「やっぱりそうだったか。今まできつく言ったりして申し訳なかった。ありがとうな。」という声をいただきました。進展はないながらも何度も足を運び対応することで、労いの言葉をいただくことができたのではないかと感じました。

残念ながら解決することはできませんでしたが、この事例を通して、法令の規制対象外の苦情については解決が困難であることを改めて痛感しました。

山形市は、今年、市制施行130周年を迎え、また、4月1日からは中核市に移行しました。山形県から2,400を超える事務権限が移譲され、環境課では大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法に関する事務を扱います。これまで以上に困難な事案に出会うこともあるものと思いますが、市民の立場に立ち頑張っていきたいと思えます。

## がんばってまーす

### 「人の目線に立つ」ということ

岐阜県大垣市環境衛生課主事  
森部 厚亮

皆さん、こんにちは。岐阜県大垣市環境衛生課の森部と申します。公害苦情相談員となって3年目の若輩者ではございますが、現在の業務を通じて感じたことを書かせていただきます。

まず、簡単ではございますが、私が現在勤めている大垣市の紹介をさせていただきます。大垣市は岐阜県の西濃地域に位置しており、人口約16万人、市域面積約206 km<sup>2</sup>の市です。古くから東西交通の要所とされており、現在でもJRや名神高速道路等、都市圏へのアクセスが便利であることから、「落ち着いた環境で住みたい」、「都市圏を離れて子育てがしたい」といった思いをもって転居される方も増えております。



市の魚「ハリヨ」

また、大垣市は「水の都」と呼ばれる程、良質で豊富な地下水に恵まれ、市内各所で自噴井が湧いており、特に「加賀野八幡神社井戸」は環境省の「平成の名水百選」にも選ばれております。このように恵まれた水環境があることから、現在では絶滅危惧種とされているトゲウオ科の「ハリヨ」

が生息しており、市の水環境保全のシンボルとしてから「市の魚」に制定され、昨年10周年を迎えました。こうした背景から、市民の、特に「水環境」に対する意識は高く、環境を担当する課の職員としても保全には気を引き締めて取りかかっております。

また、昨年4月に市制100周年を迎え、「ロボカップジャパンオープン」や「ギネスに挑戦」、「市の昆虫制定」などさまざまな記念事業を展開し、新たな100年に向けて市民とともにまちづくりを進めております。

さて、本題の公害苦情の話を書かせていただきます。経験の少ない私の話になるため、先輩方にはつまらない話となってしまいますことをご容赦ください。

私が市環境衛生課に配属されたのは平成29年4月、入庁して3年目のことでした。引継と業務分担の話を受けた際に、公害苦情を担当することを知りましたが、当時は「私に対応できるだろうか」と、戸惑いと不安でいっぱいでした。

私が最初に対応した公害苦情は、屋外焼却についてでした。当時の主幹に同行していただき対応しました。当時は屋外焼却が原則禁止とされていることすらも知らず、主幹が何を基準にして行為者に話をしているのかも全く分からないまま、ただ頷いているだけでした。

それからは「先輩方の足を引っ張るだけじゃ私のいる意味はない！」と、電話及び窓口は一番に出るようにし、苦情対応の際には先輩方に同行していただき、対応を学ばせていただきました。始めのうちは騒音苦情の際には「バックホウって何？

デシベルって何？」、大気水質苦情の際には「この規制物質は何？この検査項目は何？」というレベルで、疑問符ばかりが増えていく一方でしたが、先輩方が辛抱強く指導してくださったおかげで、少しずつではありましたが、法規制等を理解していくことができました。

しかし、まだまだ不安は無くなりませんでした。説明しても、申立者や行為者に理解されず、対応が長引くことがあったからです。電話では「お前じゃ解決しない！上司に代われ！」と言われ、主幹に電話をつなげると何事もなかったかのように解決するというのを何度も繰り返しました。当時の私は頭を抱えるばかりで、先輩方は「相手が悪かった。仕方ない」と励ましてくれましたが、悔しさばかりが募る一方で、解決方法がわからないままモヤモヤする日々が続きました。

ある騒音苦情のことでした。隣地に工場ができたが、金属加工の音やラジオの音がうるさいとの申立でした。調査の結果、騒音に関する特定施設を有しており、音についても規制値を超過しておりました。しかし、過去に嫌がらせを受けたことがあるとのことから、申立者は匿名を希望しており、行為者も、「申立者がわからなければ対策のしようがない。全面的な対策は不可能だ」と主張されていたために、対応に苦慮しておりました。連日のように申立がある中で、「匿名であればこれ以上事業者に対応を求めることは難しい。これ以上は両者で確認しながら進めるしかない」と説明しましたが、納得はされませんでした。何度も繰り返し必要性を説明したところ、申立者からこのようなことを言われました。

「じゃあこれから毎日あなたの家の近くで 100 dB の音を出し続けますからね！それでも同じことを言えますか！」

「脅迫かよ！」と思いはしたものの、対応は変えませんでした。その後問題が長引いたこともあり上司や先輩方が対応をしてくださり、紆余曲折あり解決へと向かいましたが、その後もこの言葉が耳に残り続けました。

それから、実家のことを考えることが増えました。実家付近で公害と言えば、近くの主要道の自動車騒音か、近所の犬の鳴き声程度で、家族も特に気にしていません。付近には建売住宅やアパート、店舗も増えましたが、家族に被害があるようなことは何もなく、平和そのものでした。そうして実家が恵まれた環境にあることを確認したと同時に、もし実家の近辺でそんな騒音を出されたら自分や家族はどうなるかを考えるようにもなりました。

そうやって「もし」を繰り返しているうちに、私は今回の騒音苦情において、「隣の工場がうるさい」という事実にはばかり目を向けて、より重要な「だからこの人たちは苦しんでいて、必死」という申立者の状況を見ないようにしていたことに気がつきました。

公務員に求められる理想像として、「市民志向」というものがあり、「市民の目線に立って、問題を解決する姿勢」が重要とされていますが、改めてこの言葉を考えてみると、公害苦情対応は「申立者、行為者双方の視点に立ちながら、法規制等に基づいて両者の問題解決に向かう」ものであり、画一的な対応で解決できるものではないということがわかり、これまでの対応で理解されなかったのは私のそうした対応が信頼を築けなかったことが原因ではないか、と思うようになりました。

もちろん、それから私が順調に苦情対応を解決できたかという、そうでもなく、電話でも直接でも怒鳴られることはまだまだあり、力不足を痛感することはあります。しかし、それでも、「もし申立者と同じ状況だったらどうか」「もし行為者だったらこの対応は納得できるか」等、法規制や制度の観点を忘れないまま、人の目線から公害苦情を考えることを常に心がけ、対応しております。

まだまだ対応が拙く、市民の求める環境像を守られているか不安になることはありますが、これからも先輩方のご指導のもと、「人のために」精進していきたいと思えます。



# プラスチック資源循環戦略の策定に向けて

環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室

井関 勇一郎

## ○要旨

プラスチック資源循環戦略は、昨年8月から中央環境審議会で検討が進められてきた。プラスチックという素材に着目して資源循環を徹底することで、資源効率性、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化問題、中国に端を発するアジア諸国の輸入制限等、世界的にも重要性が高まっているこれらの課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものである。「3R+Renewable」（3Rの徹底と再生可能資源への代替）を基本原則とし、レジ袋有料化義務化等の対策を位置づけ、目指すべき方向性として3Rやバイオマスプラスチックの導入に関する野心的なマイルストーンを掲げた内容で3月中に中央環境審議会から答申される。今後、この答申を踏まえて、本年6月のG20までに政府としてプラスチック資源循環戦略を策定し、その後、戦略に基づき、速やかに具体的な施策を進めていくことになる。

## 1. プラスチックを取り巻く国内外の動向と第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

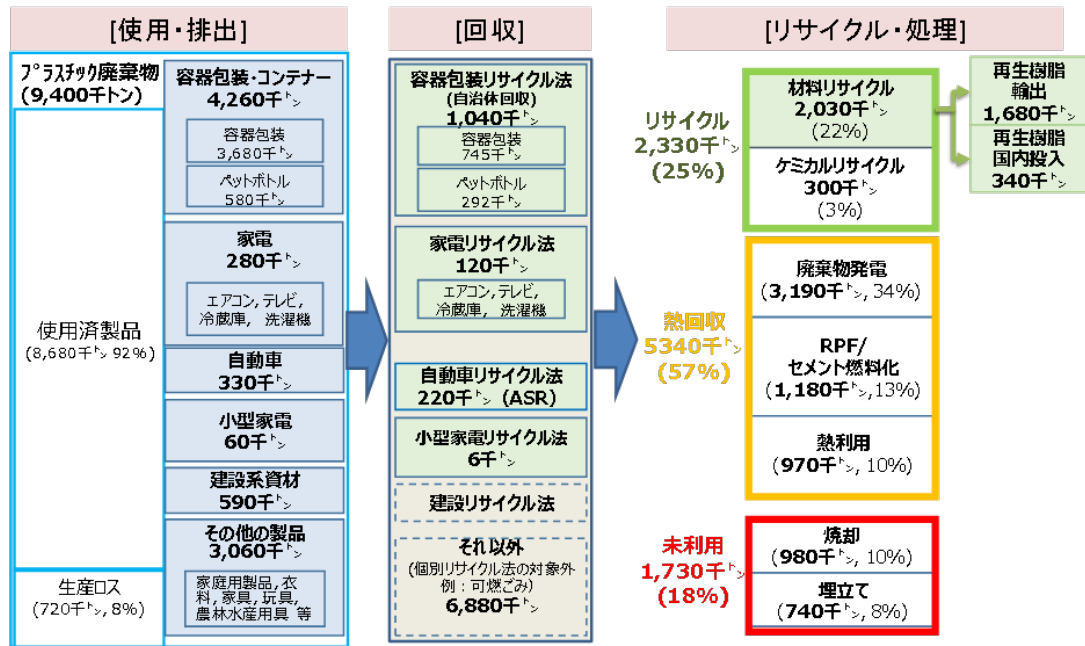
### (1) 製品横断的アプローチの検討

我が国における資源循環は、びん、缶、紙、工業用資材等、民間主導による有用資源の再使用・再生利用が進められてきた一方で、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法（2001年1月完全施行）に基づいて3Rの取組が進展してきた。加えて、適正処理の確保や最終処分量の抑制の観点とも相まって、容器包装リサイクル法（2000年4月完全施行）、家電リサイクル法（2001年4月完全施行）、自動車リサイクル法（2005年1月完全施行）等の個別リサイクル法等の法的基盤が整備され、使用済み資源の3R及び熱回収が進められてきたが、これらはいずれも製品の品目に着目したものであった。

このため、環境省では、これまでの各種リサイクル法における個別の製品単位のリサイクルに留まらず、素材に着目して、特に質的及び量的な観点から見て十分なりサイクルが実現されておらず、

かつ、温室効果ガス並びに最終処分量削減ポテンシャルがあると見込まれるプラスチック等を対象に、今後どのようにリサイクルを進めていくか、どのように製品への再生資源の利活用を進めていくか、3Rとその結果としてのCO<sub>2</sub>排出削減を同時に進め、循環型社会と低炭素社会の統合的実現をいかに達成するかという観点で調査・検討を実施し、平成28年3月に「マテリアルリサイクルによる天然資源消費量と環境負荷の削減に向けて」を取りまとめた。プラスチックについては、年間排出量が約1,000万トンあり、現状では多くが焼却（エネルギー回収含む）されており、それに伴うCO<sub>2</sub>の排出量を約1,800万トンと見積もり、一層のマテリアルリサイクルの推進とそれに伴う環境負荷削減に向けて、高度選別（単一樹脂選別）の導入による高品質な再生プラスチックへのリサイクルを進めるとともに、カスケードリサイクルやケミカルリサイクルを適切に組み合わせ、製品横断的なりサイクルシステムを構築することの重要性が示された。

図：我が国におけるプラスチックのマテリアルフロー（2013年時点）



(2) サーキュラーエコノミーの国際的潮流

2015年12月、欧州委員会が Circular Economy Package を発表した。製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小限化することで、持続可能で低炭素かつ資源効率的で競争力のある経済への転換を図るべく、アクションプランを掲げ、これらアクションプランの実現により、2030年までにGDPプラス7%（約123兆円）の経済成長、2035年までに廃棄物管理分野における170,000人の雇用創出、2~4%の温室効果ガス総排出量の削減等の効果が見込まれると試算している。また、特にプラスチックについては、優先分野とし、プラスチックのバリューチェーン全体の課題に取り組み、全ライフサイクルを考慮する戦略を策定することが盛り込まれた。これを受け、2018年1月に欧州委員会は Plastic Strategy を発表。2030年までに全てのプラスチック容器包装を、コスト効果的にリユース・リサイクル可能とすることや、企業による再生材利用のプレッジ・キャンペーン、シングルユースプラスチックの削減の方向性などを盛り込んだ。

こうした欧州の動きに加えて、例えば、2016年5月に開催されたG7富山環境大臣会合において、「地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現すること」をG7共通のビジョンとして掲げた富山物質循環フレームワークが合意され、持続可能な開発目標（SDGs）及びパリ協定の実施に向けて、国際的に協調して、資源効率性や3Rに取り組むという強い意志が示された。

このように、従来の天然資源を利用し、製品を製造し、使用・廃棄するという直線型の経済から、使用・廃棄された後に極力資源としてまた製品の原材料等に循環させていく循環型の経済にシフトしようという動きが国際的に活発化している。このため、我が国が世界に先んじて循環型の経済にシフトし、動静脈にわたる幅広い資源循環産業の発展を実現することで国際競争力の強化に繋げていくという視点が重要となってくる。

### (3) 海洋プラスチックごみ問題

海洋プラスチックごみ問題は従来から認識されていた問題であるが、イギリスのエレン・マッカーサー財団が、2016年1月の世界経済フォーラム（ダボス会議）年次総会に合わせて発表した報告書において、海洋に流出しているプラスチックごみの量は、世界全体で少なくとも年間800万トンあり、このまま何の対策もとらなければ、海洋に漂うプラスチックごみの重量は、2050年には魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしたことが注目され、国際的な関心が一層高まっている。

最近では、海洋プラスチックごみの中でも、直径5mm以下の微細なプラスチック粒子「マイクロプラスチック」による影響も懸念されている。このマイクロプラスチックには、直径5mm以下の形状で製品に使用されている1次的マイクロプラスチックと、元々は大きなプラスチックだったものが、自然界で紫外線や波の力などで崩れ5mm以下となった2次的マイクロプラスチックがある。

マイクロプラスチックによる海洋汚染は世界各国で観測されており、日本近海でも広がっている。環境省の調査によると日本近海に浮遊するマイクロプラスチックの量は、世界平均の27倍であり、日本の周辺海域はマイクロプラスチックのホットスポットであると報告されている。これらのマイクロプラスチックは、もともと含有する添加剤や、海洋を浮遊する間に吸着するPCBなどの化学物質が食物連鎖により生物の体内に取り込まれ、生態系や人の健康への影響が懸念されているが、その影響の有無について現時点では明らかになっていない。

このため、マイクロプラスチックを含むプラスチックの海洋への流出状況や、人・生態系への影響についてよく実態を把握するとともに、陸域でのプラスチック資源循環やポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底した上で、清掃活動を含めた陸域での

廃棄物適正処理、マイクロプラスチック流出抑制対策、海洋ごみの回収処理等を着実に進めていくことが重要である。

### (4) 中国から東南アジア諸国に広がるプラスチックごみの輸入規制

2017年7月、中国政府は、「地域によっては依然として発展を重視し、環境保護を軽視する思想が存在し、企業によっては利益獲得のために向こう見ずな行為を行っており、海外ゴミの違法輸入問題は幾度禁止しても絶えることがなく、人民大衆の身体健康と我が国の生態環境の安全に対して嚴重な危害をもたらしている」という認識の下、2019年末までに国内資源で代替可能な固体廃棄物の輸入を段階的に停止すること、まず第1段として2017年末までに生活由来の廃プラスチック、仕分けられていない紙ゴミ、紡績ゴミ、金属くず等の輸入を禁止することを発表した。

その後、2017年8月に固体廃棄物輸入管理目録案が公表され、「固体廃棄物輸入禁止目録」において、「非工業由来の廃プラスチック」が位置付けられ、プラスチックの生産及びプラスチック製品の加工過程において生じた切れ端や切り落とし等の廃プラスチックが、混入物の割合や品質等に関係なく一律に輸入禁止とする具体的な措置内容が明らかとなった。その後年末にかけて輸入許可量の制限が行われたため中国への輸出量が減少し、同年12月末に禁輸措置が施行された後は、わずか月数千トンまで減少している。

他方で、中国への輸出量が激減した結果、東南アジア諸国がその受け皿となり、タイ、ベトナム、マレーシア等への輸出量が増大した。ところが、中国ほどの処理能力を保持していない東南アジア諸国に、短期間で大量のプラスチックごみが輸入されたため、自国内にプラスチックごみが滞留し、

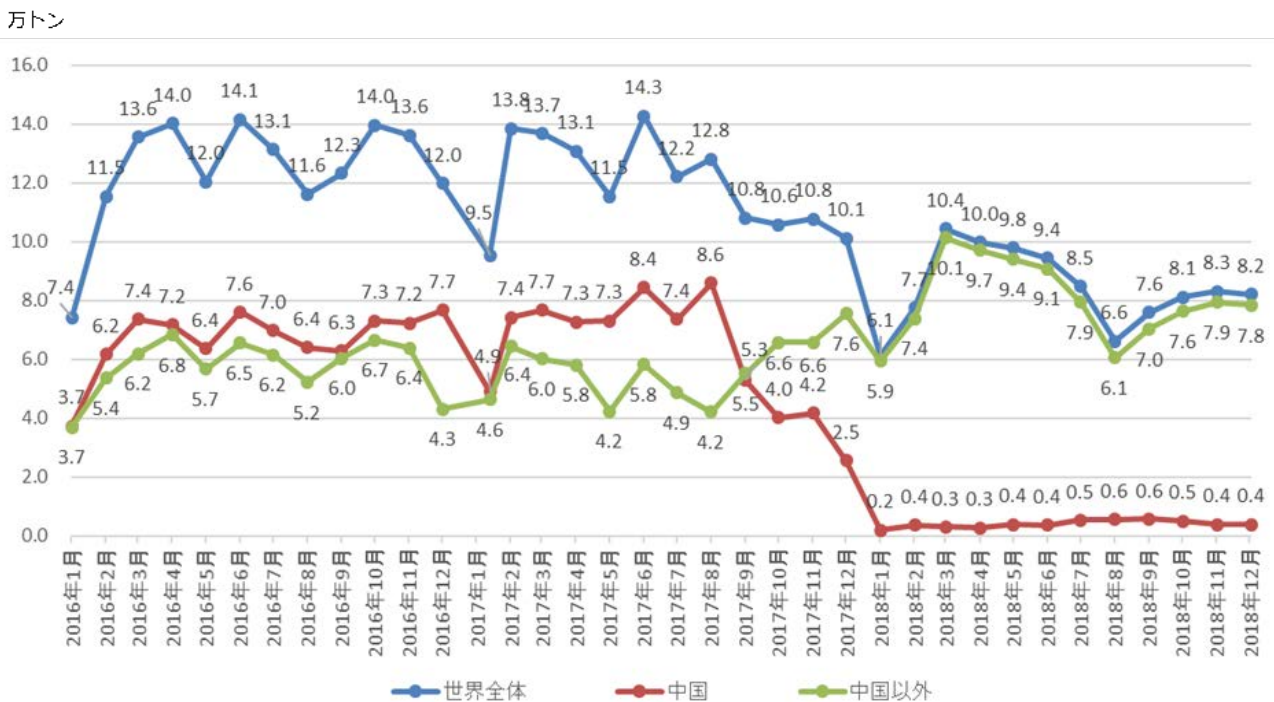


東南アジア諸国でもプラスチックごみの輸入に制限をかける国が出てきた。

その結果、2018年8月の輸出量は6.6万トンまで減少し、例年の5割程度まで減少している。残りの5割は日本国内で処理されていることになるが、環境省が2018年8月に実施したアンケート調査では、一部地域において上限超過等の保管基準違反が発生していること、一部処理業者において受入制限が実施されていることから、今後、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する懸念がある状況であることが分かった。

一般社団法人プラスチック循環利用協会のデータによると、2016年に排出された廃プラスチック899万トンのうちリサイクル（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル）されていたものは242万トンとされているが、このうち138万トンは海外に輸出され、海外でリサイクルされていた分が含まれている。海外への輸出量が減少していく中、国内におけるリサイクルインフラの質的・量的確保や利用先となるサプライチェーンの整備をはじめ、適切な資源循環体制の構築が急務となっている。

図：我が国のプラスチックくずの輸出量



出典：財務省貿易統計（HSコード：プラスチックのくず 3915）を基に作成

(5) 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

以上も踏まえ、2018年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、「資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資

源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプ

プラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。」旨が盛り込まれた。

## 2. プラスチック資源循環戦略の策定に向けて

### (1) 中央環境審議会における答申取りまとめまでの経緯

環境省では、第四次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定を受けて、また、2018年のG7シャルボワサミットにおける海洋プラスチック憲章に関する議論を踏まえ、プラスチック資源循環戦略の策定に向けた検討を行うべく、2018年7月に、中央環境審議会循環型社会部会の下にプラスチック資源循環戦略小委員会を設置し、プラスチック資源循環戦略の在り方について諮問を行った。同小委員会は、プラスチックの資源循環に知見のある学識者に加え、地方自治体、産業界、NGOの有識者から計18名に参画いただき、酒井伸一氏（京都大学教授）に小委員長に就任いただいた。翌8月に第1回を開催。さらに、翌9月に開催した第2回では、宮城県、一般社団法人JEAN、花王株式会社、一般社団法人自動車工業会、日本バイオプラスチック協会、株式会社カネカ、日本製紙株式会社からヒアリングを実施。その後、10月の第3回、11月の第4回と議論を重ねた後、11月19日～12月28日の間のパブリックコメントを経て、本年2月の第5回でプラスチック資源循環戦略（案）について小委員長一任で取りまとめいただいた。

### (2) プラスチック資源循環戦略（案）の概要

小委員会で方向性を取りまとめいただいたプラスチック資源循環戦略（案）においては、基本的な対応の方向性を「3R+Renewable」としている。すなわち、循環型社会形成推進基本法の基本原則（3Rの優先順位等）を踏まえた上で、①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、②より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えた上で、③できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、④使用後は、効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含め）を図ることとしている。特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収するとしている。いずれに当たっても、経済性及び技術可能性を考慮し、また、製品・容器包装の機能（安全性や利便性など）を確保することとの両立を図る。

また、海洋プラスチック問題に対しては、陸域で発生したごみが河川等を経由して海域に流出することに鑑み、上記の3Rの取組や適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進し、プラスチックの海洋流出を防止する。また、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染を防止する。さらに、国際的には、こうした我が国の率先した取組を世界に

広め、アジア・太平洋、アフリカ等の各国の発展段階や実情に応じてオーダーメイドで我が国のソフト・ハードの経験・技術・ノウハウをパッケージで輸出し、世界の資源制約・廃棄物問題、海洋プラスチック問題、気候変動問題等の同時解決や持続可能な経済発展に最大限貢献する。

以上に当たっては、国民レベルの分別協力体制や優れた環境・リサイクル技術など我が国の強みを最大限生かし伸ばしていくとともに、国民、N G O、事業者、地方自治体、国等による関係主体の連携協働や、技術・システム・消費者のライフスタイルのイノベーションを推進し、幅広い資源循環関連産業の振興により、我が国経済の成長を実現していく。

以上を基本原則としつつ、(1)資源循環（レジ袋有料化義務化をはじめとしたリデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進）、(2)海洋プラスチック対策（2020年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減徹底など）、(3)国際展開、(4)基盤整備という4本柱を重点戦略とし、具体的な施策の方向性を示している。

以上の戦略的展開を通じて、我が国のみならず、世界の資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、気候変動等の課題解決に寄与すること（天然資源の有効利用、海洋プラスチックゼロエミッションや温室効果ガスの排出抑制）に加え、動静脈にわたる幅広い資源循環産業の発展を通じた経済成長や雇用創出が見込まれ、持続可能な発展に貢献することとしている。

また、本戦略の展開に当たっては、以下のとおり世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定し、国民各界各層

との連携協働を通じて、その達成を目指すことで、必要な投資やイノベーションの促進を図ることとしている。

#### （リデュース）

➤ 消費者はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、代替品が環境に与える影響を考慮しつつ、2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制するよう目指す。

#### （リユース・リサイクル）

➤ 2025年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとすることを目指す（それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指す）。

➤ 2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指す。

➤ 2035年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指す。

#### （再生利用・バイオマスプラスチック）

➤ 適用可能性を勘案した上で、政府、地方自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増するよう目指す。

➤ 導入可能性を高めつつ、国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指す。



**背景**

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略		基本原則：「3R+Renewable」	【マイルストーン】
リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)</li> <li>石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進</li> </ul>		<p>&lt;リデュース&gt;</p> <p>①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</p> <p>&lt;リユース・リサイクル&gt;</p> <p>②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに</p> <p>③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル</p> <p>④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用</p> <p>&lt;再生利用・バイオマスプラスチック&gt;</p> <p>⑤2030年までに再生利用を倍増</p> <p>⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入</p>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル</li> <li>漁具等の陸域回収徹底</li> <li>連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化</li> <li>アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築</li> <li>イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム</li> </ul>		
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）</li> <li>需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）</li> <li>循環利用のための化学物質含有情報の取扱い</li> <li>可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用</li> <li>バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入</li> </ul>		
海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理</li> <li>海岸漂着物等の回収処理</li> <li>海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)</li> <li>代替イノベーションの推進</li> </ul>	
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）</li> <li>地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）</li> </ul>		
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）</li> <li>技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）</li> <li>調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）</li> <li>連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環関連産業の振興</li> <li>情報基盤（ESG投資、エシカル消費）</li> <li>海外展開基盤</li> </ul>	

◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献  
 ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

### （3）プラスチック資源循環戦略（案）に対する御意見

プラスチック資源循環戦略（案）に対するパブリックコメントでは、1,166件もの御意見をいただいた。

まず、レジ袋有料化義務化に対する御意見が多かった。その内容は賛否両論様々あり、中には「レジ袋は禁止すべき」という意見もあった。また、「レジ袋以外にも具体的な品目を挙げて規制すべき」という意見もあった。

なお、レジ袋については、マイバッグ等の代替手段があり、消費者の判断で受け取らないことを選択することが可能であり、世界でも既に60カ国以上がレジ袋の有料化等の制度を導入している。

この他、熱回収に関する御意見も多かった。具体的には、「熱回収はリサイクルに適さない場合の手段であること、熱回収よりリサイクルが優先であることを明記すべき」といった意見だ。これ

らの御意見を踏まえ、循環型社会形成推進基本法に3Rの優先順位を踏まえ、技術的経済的な観点等からリサイクルが難しい場合に熱回収するものとされた。

また、「マイクロビーズは削減ではなく禁止すべき」という意見が多かった。マイクロビーズについては、既に8カ国以上で製造・輸入等を禁止する対策が採られていることもあり、日本も禁止すべきという趣旨の意見だった。我が国では、日本化粧品工業連合会における自主規制によって、洗い流しのスクラブ材を含んだ化粧品でプラスチック製のマイクロビーズを使用しないこととされている状況も踏まえ、戦略案では、2020年までにこうしたマイクロビーズの削減を徹底し、かつ、マイクロビーズを含むマイクロプラスチックの使用実態、人の健康や環境への影響、海洋への流出状況等に関する調査・研究等を推進することとされた。

さらに、以上も踏まえたプラスチック資源循環戦略小委員会第5回では、リデュースの対象となるワンウェイのプラスチック製容器包装・製品にペットボトルが含まれていることを明示すべきか否か、リデュースに関するマイルストーンの基準年を明記すべきか否か、海で分解される素材の開発・利用に分解機能の「評価」の視点を盛り込むべきか否かといった議論がなされた。

#### (4) 今後の対応

今後、中央環境審議会からの答申を踏まえて、本年6月のG20までに、政府としてプラスチック資源循環戦略を策定する。その後、戦略に基づき、速やかに具体的な施策を進めていくことになる。パブリックコメントでの御意見や、中央環境審議会で御議論いただいた点を踏まえ、プラスチックの資源循環を推進する実効的な施策を検討・実施し、世界のプラスチック対策をリードしていく考えである。

# 公害等調整委員会の動き (平成31年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月17日	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京
1月22日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 第5回審問期日	東京
3月14日	成田市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 第6回審問期日	東京

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

- 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件  
(平成31年(セ)第1号事件)

平成31年1月21日受付

本件は、申請人が、隣接するホテルに設置された室外機等からの低周波音及び同ホテルの催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計550万円等の支払を求めるものです。

- 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件  
(平成31年(セ)第2号事件・(ゲ)第1号事件)

平成31年2月14日受付

本件の責任裁定申請事件は、申請人は、農業者(被申請人)のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠不足に

よる健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件  
(平成31年(調)第1号事件)

平成31年2月18日受付

東京都など6都府県の住民94名(以下「申請人患者ら」という。)及び法人でない社団1団体から国(代表者環境大臣。以下「被申請人国」という。)及び自動車メーカー7社(以下「被申請人メーカーら」という。)を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があり、これを平成31年2月18日に受け付けました。

申請の内容は以下のとおりです。

- ① 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度(以下「本件救済制度」という。)を創設すること。
- ② 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。
- ③ 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9,400万円を支払うこと。



- 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件  
(平成31年(ゲ)第2号事件)

平成31年2月22日受付

本件は、申請人に生じた不眠、圧迫感、イライラ、不定愁訴、足のしびれ等の健康被害は、被申請人が経営する店舗から低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件  
(平成31年(セ)第3号事件)

平成31年3月8日受付

本件は、申請人が、被申請人の経営する店舗(食肉販売店)に設置された室外機等からの騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的・精神的に多大な苦痛と損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金20万円の支払を求めるものです。

- 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件  
(平成31年(セ)第4号事件)

平成31年3月11日受付

本件は、申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生される低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものです。

- 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件  
(平成31年(ゲ)第3号事件)

平成31年3月29日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

## 終結事件の概要

- 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件  
(平成25年(セ)第26号事件・平成30年(調)第5号事件)

### ① 事件の概要

平成25年12月26日、千葉縣市川市の住民14人から、食品会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1億6,000万円の支払を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、臭気及び騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等や申請人及び被申請人代表者本人尋問を実施するなど、手続を進めたが、平成30年4月18日、申請人ら13人から申請を取り下げる旨の申出があり、また、その余の申請人ら2人(注:申請人ら1人について相続が発生し、相続人2人が手続を承継した。)に係る申請については、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定に基づき、職権による調停に移行するとともに、同法第34条第1項の規定に基づき、調停案が到達した日の翌日から起算して30日の期間を定めて調停案を当事者双方に送付し、受諾を勧告したところ、期限内に受諾しない旨の申出がなかったため、平成31年1月18日、同調停案で合意が成立したとみなされ、同法第42条の24第2項の規定により上記申請人2人の責任裁定の申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

- 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件  
(平成29年(ゲ)第6号事件)

### ① 事件の概要

平成 29 年 12 月 4 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項の規定に基づき、和歌山地方裁判所御坊支部から、原因裁定をすることの囑託がありました。

囑託事項は以下のとおりです。和歌山県由良町の住民 1 人（原告）が所有する建物に生じた傾斜等の損害は、由良町（被告）が行った漁港整備工事に伴う地盤沈下によるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本囑託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、漁港整備工事の工事内容と地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成 31 年 2 月 26 日、原告所有の建物に生じた傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

### ○ 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件

（平成 28 年（ゲ）第 1 号事件）

#### ① 事件の概要

平成 28 年 5 月 24 日、東京都墨田区の金属加工会社及び住民 1 人から、建設会社及び建物解体会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有する土地及び建物に生じた不同沈下は、被申請人らが行った本件工事現場に従前存在したマンションの解体及び新築マンションの建築の工事によるものである、との原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5 回の審問期日を開催するとともに、ビル解体工事における残存杭の撤去等の工事内容と不同沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成 31 年 3 月 27 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## 3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

#### ○ 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

（平成 31 年（フ）第 1 号事件）

平成 31 年 3 月 14 日受付

申請人が、中国経済産業局長（処分庁）に対し、中国経済産業局長が行った岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。

#### ○ 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

（平成 31 年（フ）第 2 号事件）

平成 31 年 3 月 20 日受付

申請人が、福島県知事（処分庁）に対し、福島県知事が行った福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。

# 都道府県公害審査会の動き

## (平成31年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

### 1 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
栃木県 平成30年(調)第3号事件	飲食店からの騒音等被害防止請求事件	H31.3.26
埼玉県 平成31年(調)第1号事件	介護老人施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件	H31.1.18
静岡県 平成31年(調)第1号事件	自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	H31.1.30
愛知県 平成31年(調)第1号事件	食肉加工組合からの騒音・悪臭被害防止請求事件	H31.3.8
京都府 平成31年(調)第1号事件	防霜ファン稼働請求事件	H31.3.4
奈良県 平成31年(調)第1号事件	火葬場建設に伴う土壌汚染のおそれ公害対策等請求事件	H31.2.1
和歌山県 平成31年(調)第1号事件	ガソリンスタンドからの土壌汚染等被害防止請求事件	H31.1.29
広島県 平成31年(調)第1号事件	飲食店からの悪臭被害防止請求事件	H31.3.26

### 2 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 平成30年(調)第1号事件  [空調等設備からの低周波音被害防止請求事件]	北海道 住民2人	北海道 住民2人	平成30年3月1日受付  申請人は、被申請人の住宅に設置された空調等の設備からの低周波音により、健康被害を受けた。よって、被申請人は、所有建物からの騒音発生を防止する措置を講ずること。	平成31年3月26日 調停打ち切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。



## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>福島県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[マンション受水槽設備からの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>福島県 住民1人</p>	<p>マンション 管理組合 不動産会社</p>	<p>平成30年9月25日受付</p> <p>被申請人所有または管理するマンション受水槽から発生する音が、早朝・夜間及び土日を問わず鳴り響くため、申請人は睡眠不足や耳鳴り等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、受水槽設備を修繕するなどして、被申請人の受水槽からの騒音を低減すること。</p>	<p>平成31年1月29日 調停成立</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>千葉県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[近隣住宅騒音被害防止等請求事件]</p>	<p>千葉県 住民2人</p>	<p>千葉県 住民1人</p>	<p>平成30年3月20日受付</p> <p>被申請人が設置した集中型換気扇及びヒートポンプから発生する騒音により精神的肉体的被害を受けている。よって、被申請人は、①集中型換気扇について、市の要綱の基準を満たすよう改良すること、②ヒートポンプを道路側に移設させること、③騒音ストレスに伴って発症し、現在加療中の「円形脱毛症」の治療費を支払うこと。</p>	<p>平成31年3月15日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 平成30年(調) 第2号事件  [非鉄金属製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件]	千葉県 住民1人	非鉄金属製造会社	平成30年4月23日受付  申請人は、約7年にわたって被申請人事業所の水汲み上げ機からの騒音被害を受けており、被申請人とは話し合いを行ってきたが、対応が不十分で進展がなく、また、健康被害が生じている。よって、被申請人は、①申請人に健康被害をもたらす水汲み上げ機からの騒音、振動に対し、防音対策として遮音壁及び防音パネルを設置すること、②遮音壁、防音パネルを設置できないのであれば、午後8時以降午前8時までの間、水汲み上げ機の稼働を停止すること、③水汲み上げ機の消音機から発生する騒音(シャー音)について、騒音が飛散しないよう消音機の排気の向きを調整すること、④汲み上げ機横のポンプ室から発生する騒音(カラカラ音)について、音が消えるよう定期的に整備すること。	平成31年3月18日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成26年(調) 第2号事件  [結婚式場からの騒音被害防止請求事件]	東京都 住民1人	結婚式場運営会社	平成26年4月2日受付  被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、めまい、睡眠不足等の被害を受けている、また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、①防音対策を行い、騒音を低減させること、②夜間の工事は行わないこと、③夜間の照明を消すこと、④イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。	平成31年3月4日 調停成立  調停委員会は、16回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>東京都 平成30年(調) 第2号事件</p> <p>[JR線鉄道騒音 防止請求事件]</p>	<p>東京都 住民1人</p>	<p>鉄道会社</p>	<p>平成30年6月29日受付</p> <p>申請人は、ア 騒音のため、 会話ができない時がある、 いらだち、不安感、睡眠不 足などの影響を受けてい る。イ 申請人所有建物は 外国人用高級賃貸マンショ ンとして稼働しており、第 2種住居専用地域に建てら れた建物にもかかわらず、 騒音がひどく、申請人自身 で二重窓等の対策を行って も、更に賃借人から騒音対 策をして欲しい等のクレーム があり、申請人側ではもう 方法がない。ウ 賃借人 募集にあたり、客が内見の 際に、騒音の激しい車両が 通ると騒音にあきられ、 契約成立に至らない。よっ て、ア 被申請人は、第2 項、第3項周辺地域につき 回折音に対しても効果のある 防音壁を設置するなどして、 騒音・振動を低減すること。 イ 被申請人は、防 音壁を設置しない場合、ま たは防音壁を設置しても騒 音の最大値が75dBを下回ら ない場合、A駅から申請人 宅前までと申請人宅から南 側300mの区間について、走 行速度を時速30km以下と すること。</p>	<p>平成31年1月21日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調 停期日の開催等手続を進 めたが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。</p>



事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 平成30年(調) 第1号事件  [家庭用ヒートポンプ給湯器等からの低周波音被害防止請求事件]	神奈川県 住民2人	神奈川県 住民1人 住宅販売会社	平成30年3月15日受付  申請人らは、低周波音のために頭痛、動悸、吐き気、不眠等の被害を受けている。よって、被申請人Aは、①家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクを申請人宅側から反対側に移設又は電気温水器に交換すること、②24時間換気の室外機を申請人宅側から反対側に移設すること。被申請人B社は、③家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクの申請人宅側から反対側への移設又は電気温水器への交換に係る費用を負担すること、④24時間換気の室外機の申請人宅側から反対側への移設に係る費用を負担すること。	平成31年3月14日 調停打ち切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
静岡県 平成29年(調) 第1号事件  [家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・振動被害防止請求事件]	静岡県 住民1人	静岡県 住民1人	平成29年6月22日受付  被申請人は家庭用ヒートポンプ給湯機を設置しており、申請人はそこから発生する騒音・振動を自宅全体で強く感じ、苦痛を受けており、また、申請人は眠れないため、病院で睡眠薬を処方してもらい、服用している。よって、被申請人は、設置している家庭用ヒートポンプ給湯機(ファンがついている湯をためるタンク、その他一式)からの騒音・振動をなくすよう対策を講じること。	平成31年2月20日 調停打ち切り  調停委員会は、調停期日の開催等手続を進めたが、申請人死亡により、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>京都府 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[事務所兼資材置場からの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>京都府 住民1人</p>	<p>運送会社</p>	<p>平成30年5月21日受付</p> <p>申請人は、平成6年7月から現住所に居住している。被申請人は運送業を営む株式会社で、平成12年頃から申請人宅の隣地（平成12年頃以前は被申請人の駐車場）に、建築用敷き鉄板、足場資材を保管する事務所兼資材置場を建設し、以来現在に至るまで操業している。被申請人は事務所兼資材置場を建設以来、資材置場内での敷き鉄板や積荷をトラックに積み込む際のエンジン式フォークリフトや金属研磨機、トラックエンジン、工具を落とす金属音等の騒音、振動を発生させている。申請人は、被申請人が発生させた騒音、特に申請人宅に近い場所でのフォークリフト作業音や週数回行われる敷き鉄板の研磨作業音が原因で、朝8時～19時までの間、家にいられない時間が多い、家に振動によるヒビ割れ、窓を開けられない、鬱の症状、夜勤などの仕事が出来ない、不快感、圧迫感、神経過敏、集中力、思考力の低下、体調不良、慢性疲労などの精神的、肉体的苦痛を受けている。よって、①被申請人は、申請人住居に及ぼす騒音を低減するよう、資材置場の移動、作業時間の短縮や防音壁の設置といった対策を可能な範囲で実施すること。②被申請人は①の対策を実施しない場合、申請人に対し、申請人宅に二重サッシを設置する費用を支払う事。</p>	<p>平成31年2月18日 調停成立</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成30年(調) 第6号事件  [鉄工所騒音等被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	鉄工所	平成30年6月25日受付  被申請人が平成12年頃に鉄工所を設置して以来、被申請人鉄工所から発生する騒音により体の不調や突発性難聴等の被害が生じている。申請人は被申請鉄工所に苦情を申し入れたところ、被申請人鉄工所は一定の対策を行ったが、騒音による被害が続いているため、本件調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は騒音について防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。(2)被申請人は作業時間を午前9時から午後5時までとしなければならない。(3)これらの措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。	平成31年3月14日 調停打ち切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成31年1月1日から同年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

## ちょうせい

第97号 令和元年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当  
Tel : 03-3581-9601 (内線 2315)  
03-3503-8591 (直通)  
Fax : 03-3581-9488  
E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども  
公害紛争処理の対象になります。  
紛争を解決するには、まずは相談を。

## 公害紛争処理制度に関する相談窓口

[詳しくはこちらへ](#)

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

**TEL 03-3581-9959**

FAX.03-3581-9488

月～金曜日 10:00～18:00  
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

e-mail. [kouchoi@soumu.go.jp](mailto:kouchoi@soumu.go.jp)

URL. <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

